

①業登録に係る特例届出制を導入

- ・ **県登録業者は、市に届出を行えば、市登録業者とみなす制度を導入します。**
添付書類が大幅に減るほか、登録手数料10,000円が不要になります。
※業務主任者必置、報告・立入検査、指導・監督、営業停止命令は市登録業者と同等の扱いです。
- ・ **県の登録を受けないで、市で営業を行う事業者は、改正後も市の登録が必要です。**

施行日 令和6年7月1日

※施行日前に行った市登録は、満了日までの5年間有効のため、
施行日後初めて更新する際に、登録申請でなく届出をしてください。

②屋外広告物の管理者・点検者の資格要件を拡大

本市では、屋上広告物及び突出広告物の管理者・点検者には一定の資格が必要です。施行後、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者が、新たに資格として認められます。

施行日 令和6年7月1日

屋上広告物・突出広告物の 管理者・点検者の必要資格

- ・屋外広告士
- ・講習会修了者
- ・建築士
- ・電気工事士
- ・電気主任技術者
- ・屋外広告業団体が公益目的事業として実施する点検技能講習※の修了者

※例 (公社)日本サイン協会・(一社)日本屋外広告業団体連合会 主催 点検技能講習